

平成 25 年 4 月

## 信州・危険の「見える化」推進運動

### 実 施 要 綱

～スローガン～

『危険有害性の「見える化」を進め、  
みんなで目指そう信州一の安心・健康職場！』

#### 1 趣旨

長野労働局では、平成 25 年度を初年度とする「長野県における第 12 次労働災害防止推進計画（5 か年計画）」（以下「12 次防推進計画」という。）を策定し、労働災害全体の減少目標に加えて重点対策ごとに数値目標を定めて、重点的な取組を推進することとしている。また、行政、労働災害防止団体、業界団体、事業者、労働者、発注者、専門家など全ての関係者が、「働くことによって生命が脅かされたり、健康が損なわれたりすることは、本来あってはならない」という意識を共有し、安全や健康のためのコストは必要不可欠であることを正しく理解することにより、「誰もが安心して健康で働くことができる労働環境」の実現を目指すこととしている。

この運動は、12 次防推進計画の目標を達成するため、危険有害性情報の伝達による情報共有の促進をはじめとした職場における危険有害性の「見える化」を促進するとともに、労働者一人ひとりの安全に対する意識や危険感受性を高め、リスクアセスメント（危険性又は有害性等を調査し、その結果に基づき、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講じること）等の自主的取組の普及促進を進めることにより、「みんなの安心・健康職場」の実現、さらには経営トップや労働者のみならず、社会全体の安全・健康意識の高揚をも目指すものとする。

このため、長野労働局、管下の各労働基準監督署、各労働災害防止団体、業界団体、安全衛生の専門家などの関係者が、連携・協働して、労働災害を減少させるための取組を積極的かつ効果的に推進するとともに、職場において危険有害性の「見える化」を進めるための周知啓発活動を展開することとする。

#### 2 期間

平成 25 年度を初年度として、12 次防推進計画の最終年度である平成 29 年度までの 5 か年間とする。（なお、3 年経過後に活動の評価を行い、見直しを行うこととする。）

#### 3 推進強化月間

毎年 6 月 1 日から 6 月 30 日までの全国安全週間の準備期間、9 月 1 日から 9 月

30日までの全国労働衛生週間の準備期間及び12月15日から1月15日までの年末年始期間を主な推進強化月間として、取組を行う。

#### 4 重点推進対象業種等

あらゆる業種、規模の事業場に対し取組の促進を図ることとするが、当面重点推進対象業種及び事業場規模は、製造業、建設業、運送業、林業、第三次産業等、労働安全衛生法第28条の2第1項ただし書の製造業その他厚生労働省令で定める業種であって、労働者30人以上の事業場とする。

#### 5 主唱者

長野労働局及び管下労働基準監督署

#### 6 協賛者

一般社団法人長野県労働基準協会連合会、建設業労働災害防止協会長野県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会長野県支部、林業・木材製造業労働災害防止協会長野県支部、一般社団法人日本ボイラ協会長野支部、一般社団法人日本クレーン協会長野支部、公益社団法人建設荷役車両安全技術協会長野県支部、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会長野支部、長野県ゼロ災運動推進連絡会、長野県RSTトレーナー会、独立行政法人労働者健康福祉機構長野産業保健推進連絡事務所、一般社団法人長野県ビルメンテナンス協会（順不同）

#### 7 協力者

一般社団法人長野県経営者協会、日本労働組合総連合会長野県連合会、長野県中小企業団体中央会、長野県商工会議所連合会、長野県商工会連合会、一般社団法人長野県建設業協会、公益社団法人長野県トラック協会（順不同）

#### 8 具体的実施事項

##### (1) 主唱者の実施事項

- ア 事業場、関係機関・団体等に対する本運動への協力を依頼する。（局・署）
- イ 各種ポスター、パンフレット類、資料、自主点検表等を作製・配布する。（局）
- ウ 長野労働局及び管下労働基準監督署に、危険の「見える化」推進運動を普及促進するための協議会を設置、運営する。（局・署）

- ・協議会構成員 労働災害防止団体、商工会議所、関係行政機関、労働安全衛生コンサルタント会等
- ・実施内容 12次防推進計画の周知、効果的な広報啓発、好事例等の情報交換、厚生労働省が実施する「あんぜんプロジェクト」への参加登録及び「『見える』安全活動コンクール」への応募の勧奨等
- ・開催回数 年1回以上

- エ 事業場に対する集団指導及び個別指導時に、機械に関する危険性等の情報及び化学物質等に関する危険性又は有害性等の情報の入手、並びに当該情報に基づくリスク評価の実施及び危険個所の表示等危険有害性の「見える化」の促進、リスクアセスメント等の自主的取組の実施、安全プロジェクトへの参加登録及び「『見える』安全活動コンクール」への応募の勧奨等（以下「危険有害性の「見える化」等」という。）を指導する。（署）
- オ 「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」（平成18年3月10日、公示第1号）、「機械の包括的な安全基準に関する指針」（平成19年7月31日付け基発第0731001号）、「機械譲渡者等が行う機械に関する危険性等の通知の促進に関する指針」（平成24年厚生労働大臣告示第132号）、「労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針」（平成24年10月10日、公示第23号）について集団指導等を実施し、周知を図る。（署）
- カ 窓口における機械・設備又は化学物質等に関する相談等の受理時、工事の計画届又は機械・設備の設置届等の受理時、労働者死傷病報告の受理時、死亡災害等に係る再発防止対策の指導時等の機会をとらえ、危険有害性の「見える化」等を指導する。（署）
- キ 危険有害性の「見える化」等を積極的に実施・促進する事業場等を安全衛生表彰の候補に推薦する。（局・署）
- ク 事業場における危険有害性の「見える化」等の実施を支援するため、労働災害防止団体、業界団体等の関係団体及び労働安全・衛生コンサルタント等の専門家等に対して指導、援助を行う。（局・署）
- ケ 各種情報等により把握したリスクアセスメント又は労働安全衛生マネジメントシステムの「検討中」又は「実施準備中」等の事業場に対し、導入促進のための集団指導等を実施する。（署）
- コ 危険有害性の「見える化」等の取組の必要性等について、ホームページの活用等、効果的な広報を実施する。（局・署）

## （2）協賛者の実施事項

- ア 傘下事業場に本要綱を周知し、危険有害性の「見える化」等の促進を図る。
- イ 主唱者が作製した各種ポスター、パンフレット類、資料、自主点検表等を傘下事業場に配布し、事業場への掲出等の活用を要請する。
- ウ 主唱者が実施する「推進強化月間」の活動に協力する。
- エ 危険有害性の「見える化」等を促進するための研修会、講習会の実施に努める。
- オ 建設業労働災害防止協会長野県支部においては、「建設業安全衛生マネジメントシステム（COHSMS・コスモス）」の普及促進に努める。
- カ 陸上貨物運送事業労働災害防止協会長野県支部においては、「陸運業における労働安全衛生マネジメントシステム（RIKMS・リクムス）」の普及促進に努める。

- キ 林業・木材製造業労働災害防止協会長野県支部においては、「林材業におけるリスクアセスメント」の普及促進に努める。
- ク 団体等が行う活動内容を広く社会にアピールし、団体等及び活動の「見える化」に努める。

### (3) 事業者（事業場）の実施事項

- ア 労働基準監督署又は関係する団体等からの指導、要請により、危険有害性の「見える化」等の取組を実施するとともに、安全衛生管理活動の「見える化」に努める。
- イ 労働者300人以上の事業場にあつては、危険有害性の「見える化」等の取組に加えて、労働安全衛生マネジメントシステムの導入推進を図る。
- ウ 労働者30人以上300人未満の事業場にあつては、危険有害性の「見える化」等の取組に加えて、毎年、リスクアセスメントを組み込んだ「年間安全衛生計画」等を策定し、リスクアセスメントの導入推進を図る。
- エ 労働者30人未満の事業場にあつては、4S活動、危険予知(KY)活動の実施及び危険有害性の「見える化」等の取組の実施に努める。  
また、リスクアセスメントに関する講習を受講するなどして、リスクアセスメントの導入準備をする。

### (4) 労働者の実施事項

- ア 本運動の趣旨を理解し、事業者が実施する取組に協力する。
- イ 事業者が実施する4S活動、危険予知(KY)活動、危険有害要因の洗い出し、災害防止措置の検討等に積極的に参画し、危険感受性の向上に努める。

## 9 具体的な周知啓発事項

- (1) 12次防推進計画で定める重点施策ごとの具体的な取組の実施
- (2) 危険有害性の「見える化」等の取組の推進及び労働者への教育研修の実施
- (3) 「年間安全衛生計画」等に基づくリスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステムの導入による自主的安全衛生活動の推進
- (4) 「年間安全衛生計画」等を活用したリスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステムの導入状況の確認
- (5) 作業別リスクアセスメントマニュアル等を活用したリスクアセスメントの実施
- (6) 「機械の包括的安全基準に関する指針」に基づく機械設備の安全化
- (7) メンタルヘルス不調者を発生させないための職場環境の改善等
- (8) 過重労働をなくすための労働条件の改善と健康管理の実施(長時間労働の削減、労働者の健康管理に係る措置の徹底)
- (9) 定期健康診断の確実な実施と保健指導等の事後措置の徹底
- (10) 職場における受動喫煙防止対策の推進